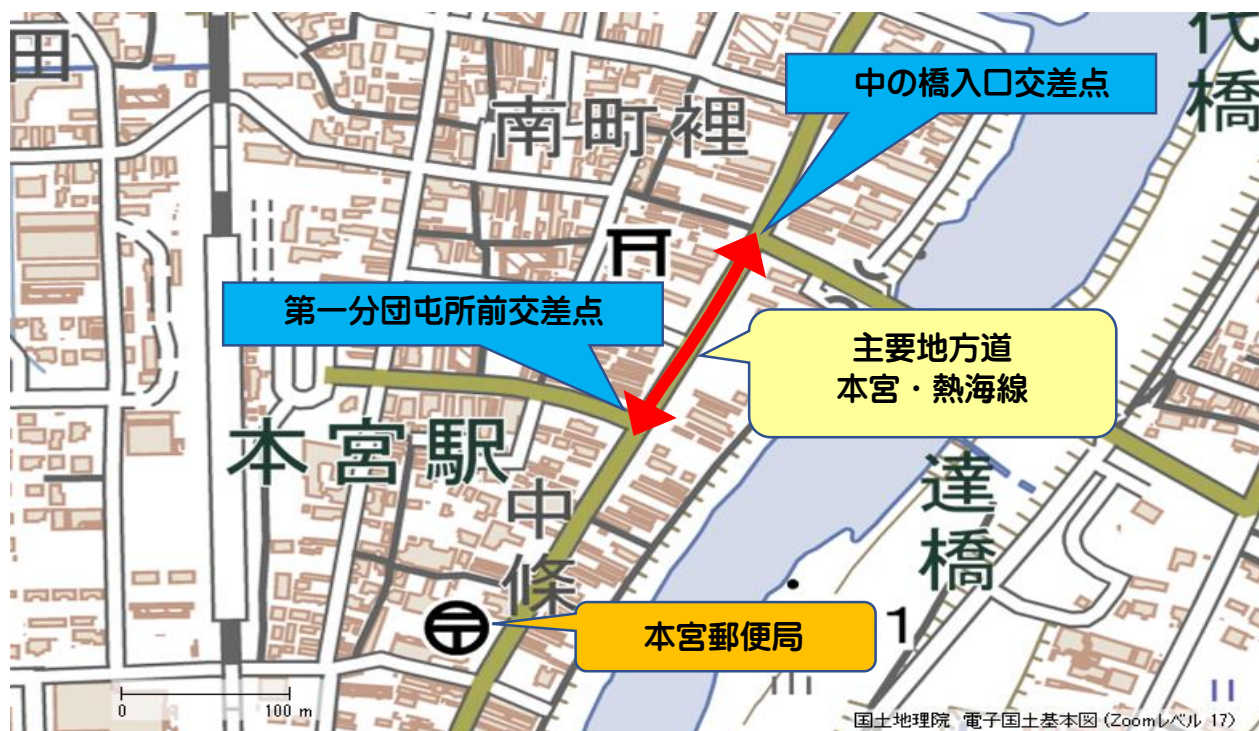


# 郡山北警察署本宮分庁舎(自転車指導啓発重点地区・路線図)



- 選定理由  
通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。
- 普通自転車の通行方法について  
自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。
- ヘルメットを被りましょう。  
令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！

- ～自転車安全利用五則～
- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
  - 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  - 3 夜間はライトを点灯
  - 4 飲酒運転は禁止
  - 5 **ヘルメットを着用**

令和5年に郡山北警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着用	非着用	令和5年	令和4年
小学生	0人	-人	-人	-	100%
中学生	3人	3人	0人	100%	100%
高校生	4人	0人	4人	0%	0%
一般	11人	1人	10人	9%	0%
高齢者	2人	0人	2人	0%	0%
合計	20人	4人	16人	20%	13%

